

# 定期巡回・随時対応型サービスの事例・状況報告



社会福祉法人

広島常光福祉会

定期巡回・随時対応型

訪問介護看護事業所

げんき24

# 法人概要

昭和63年法人認可

広島市内に特別養護老人ホームを開設して以来、老人保健施設・ケアハウスを開設。

その他グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援、デイサービス、デイケア、訪問介護、居宅介護支援事業等総合的な事業展開を行い、地域に根差した介護サービスを提供している。

地域包括ケアシステムの構築をもとに、平成25年8月定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 げんき24

所在地 広島市安佐北区落合

類型 連携型事業所

通常の実施地域 広島市安佐北区・安佐南区・東区

併設する事業所 夜間対応型訪問介護事業所・小規模多機能型居宅介護支援

# 24時間在宅ケア連絡協議会

平成26年9月、広島市内にて定期巡回サービスを提供する4法人4事業所で発足。現在9法人12事業所が加盟。

定期巡回・随時対応サービスの普及促進を主な活動とし、広島市内各区のケアマネジャー自主勉強会への参加・広島市介護保険課との合同勉強会、人材育成研修会等を開催している。

概ね2カ月に1度例会を開催し、現状報告並びに運営上の困難点等を相談し合い事業所の垣根を越え、定期巡回・随時対応サービス提供者として、利用者本位のサービス提供が可能なものになることを目的としています。

# 定期巡回・随時対応サービスの特徴

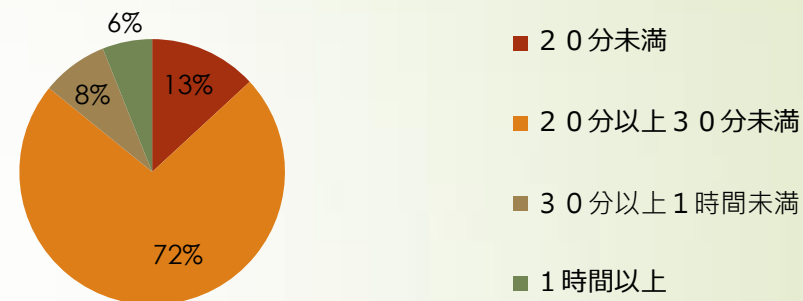
- ・ 要介護度別に定められた包括報酬により、1日複数回の訪問が可能。
- ・ 訪問回数の決定は、適切なアセスメントを基に行う。
- ・ 介護、看護が緊密な連携を取ることで、可能な限り自宅で生活ができる。
- ・ 通報を受けることにより、計画外の訪問を行う。
- ・ 身体介護を中心とした介護と日常生活上必要とされる生活援助も提供。
- ・ デイサービス利用時の減算、ショートステイ利用時の日割りを行うことで他サービス利用もし易くなる。

# 定期巡回・随時対応サービスの実施状況

1日あたりの定期巡回訪問回数（1人あたり）

	平均訪問回数
全体	2.89回
要介護1	1.5回
要介護2	2.0回
要介護3	3.0回
要介護4	3.5回
要介護5	4.2回

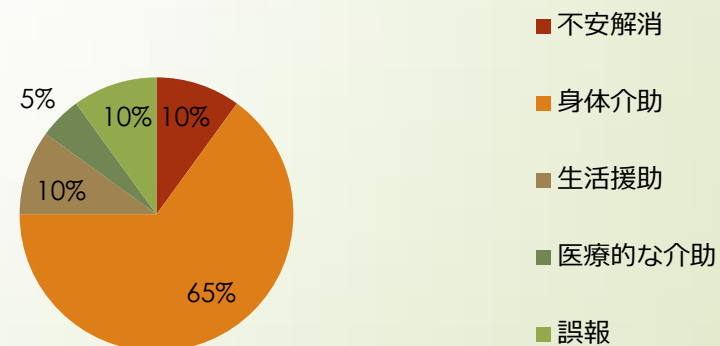
サービス提供時間別訪問回数



時間帯別のコール件数（ひと月）

合計	130回
早朝	30回
日中	60回
夜間	30回
深夜	10回
1日あたりの平均コール件数	3回

コールの内容



# H氏 男性 94歳 要介護3

障害高齢者の日常生活自立度 B-2

認知症高齢者の日常生活認知度 II b

平成26年3月、左大腿骨骨折回復により退院となる。高齢の奥様と2人暮らしで主に排泄介助の支援でサービス開始する。退院時は要介護4。近隣に娘夫婦が住んでおり、受診や緊急時の対応は応じてくれる。

1日4回の定期サービスにて訪問開始。2回/週デイサービス・1泊2日/週ショートステイのサービスを併用して利用する。

利用1ヶ月を経過し再アセスメントを実施。深夜の排泄介助の訪問を実施すると本人覚醒し寝られなくなるとの訴えあり、夕方の訪問を18:00から20:00へ変更し深夜24:00の訪問無しとする。

ベット脇にあるPトイレにも一人で行けるようになるが、月に1・2回ベットからのずり落ちにて通報あり随時訪問を実施する。

平成26年10月更新認定にて要介護3となる。前回の認定時に比べADLの回復が見られ介護度が下がる。

平成26年11月転倒により左肋骨骨折。痛みが伴い自力にて立位が困難となる。緊急にショートステイを利用し、痛みも治まる。以後訪問を1日4回に変更。奥様の介護負担軽減を考慮し、ショートステイを2泊3日/週に変更。転倒の危険性が高くなり、移動は車椅子となる。

以降状態に大きな変化は見られていない。ベットからのずれ落ち・排泄の失敗により通報があった際は随時訪問を実施し対応している。

本人・家族とも現状のサービス利用を利用しながら在宅生活を希望されている。

状態に応じ計画の見直しを行い、定期サービスの変更を行う事で、本人及び家族が安心して生活できている。

# 週間サービス

	月	火	水	木	金	土	日		
4:00				■	■				
6:00									
8:00									
10:00	■		■				■		
12:00	■		■				■		
14:00	■		■				■		
16:00									
18:00									
20:00									
22:00									
0:00									
2:00									
4:00									
週単位以外のサービス	福祉用具貸与(特殊寝台・車椅子)、随時訪問								

■	定期サービス
■	デイサービス
■	ショートステイ



# 定期巡回・随時対応サービスの利用について

- ▶ 対象者は保険者地域に在住で、要介護1～5の認定を受けている方。
- ▶ 居宅介護計画書に準じた定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を作成しサービス提供を行う。
- ▶ 事業所より通報機器の無償貸与を行い、緊急時等確実な連絡体制を築く。
- ▶ 昼夜を問わず訪問を実施することから本人・家族の承諾を得て置き鍵をして頂くか、合鍵をお預かりする場合がある。
- ▶ 利用開始の際あらかじめ緊急連絡先・緊急対応についての取り決めを行う。
- ▶ 介護と看護が一体的に提供されるべきものである事から概ね1月に1回程度看護師等によるモニタリング及びアセスメントを行う。

## 終わりに

定期巡回サービスは地域包括ケアシステムを支える重要な役割として位置づけられています。

広島県内も、まだ十分な整備の進んでいない状況でもあります。

今後を見据えた事業展開をご検討頂き、今以上の整備が進み利用者様にとってより良いサービスとなることを期待しています。

皆さまと一緒に頑張って行きたいと思えます。

ご清聴ありがとうございます。

